

魚病対策の迅速化に向けた取組状況

魚病被害の状況

魚病被害の概要	・・・2
主要魚種別の魚病被害の状況	・・・3
魚病被害情報の公表	・・・5

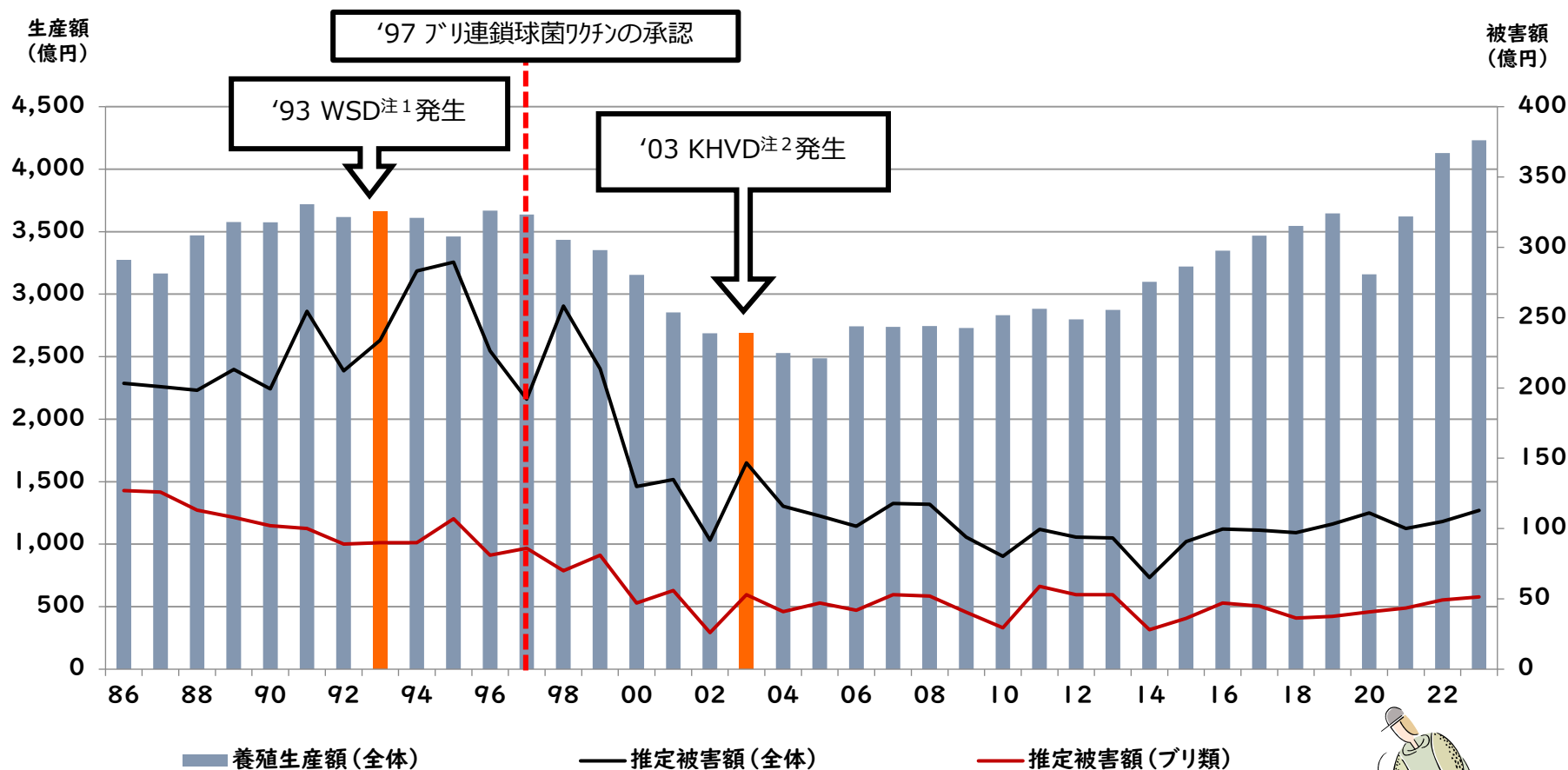
「規制改革実施計画」実施項目ごとの対応状況

課題(1)	・・・7
国において実施している取組	・・・8
今後の取組	・・・11
(参考)令和8年度予算事業	・・・12
課題(2)	・・・13
国において実施している取組	・・・14
今後の取組	・・・18
課題(3)	・・・19
これまでの経緯	・・・20
進捗状況、調査結果	・・・21
調査結果を踏まえた見直しの進め方	・・・28
具体的な対応方針(案)	・・・29

魚病被害の概要

- 主要な養殖品目の令和5年の魚病推定被害額は約113億円
 (被害率 (= 魚病推定被害額 / 養殖生産額) は、約2.7%)。

【魚病被害の推移 (1986年~2023年)】



注1: ホ Whitespot病 (エビ・カニに感染する疾病)
 注2: コイヘルペスウイルス病

※ 生産額及び魚病推定被害額: 海面は、ぶり類、まだい、くろまぐろ、ぎんざけ、ふぐ類、くるまえび、しまあじ、ひらめ、まあじ及びその他の魚類。内水面は、うなぎ、こい、あゆ、にじます及びにじます以外のます類の合計。



主要魚種別の魚病被害状況（1）

- 特に主力魚種であるブリ類では、被害額（51億円）被害率（3.7%）共に高く、また、複数の疾病に被害割合が分散。
- 他方、マダイやフグ類では、被害割合が特定の疾病に偏り、継続している傾向。
 ※マダイのエドワジエラ症（H29以降50%以上で推移）、フグ類の粘液胞子虫やせ病（R2以降40%以上で推移）等。

養殖魚種		養殖生産額 (億円)	合計推定被害額 (億円)	被害割合の高い疾病					
				1位		2位		3位	
ブリ類	R5	1,398	51	ノカルジア症	35.5%	α溶血性レンサ球菌症	21.4%	レンサ球菌症 (未同定)	16.6%
	R4	1,338	49	α溶血性レンサ球菌症	38.1%	ノカルジア症	33.4%	レンサ球菌症 (未同定)	6.8%
マダイ	R5	724	11	エドワジエラ症	52.4%	ビブリオ病	12.3%	滑走細菌症	10.6%
	R4	652	10	エドワジエラ症	69.1%	滑走細菌症	5.8%	マダイイリドウイルス病	5.7%
クロマゴロ	R5	536	7	α溶血性レンサ球菌症	37.0%	マダイイリドウイルス病	36.0%	レンサ球菌症 (未同定)	8.7%
	R4	602	5	α溶血性レンサ球菌症	44.5%	レンサ球菌症 (未同定)	35.5%	マダイイリドウイルス病	15.4%

* 出典：令和5・6年度水産防疫対策事業の魚病被害状況調査
 令和4・5年 漁業・養殖業生産統計年報

主要魚種別の魚病被害状況（2）

養殖魚種		養殖生産額 (億円)	合計推定被害額 (億円)	被害割合の高い疾病					
				1位		2位		3位	
ウナギ	R5	871	12	パラコ口病	61.8%	不明病（原因不明）	10.6%	骨曲り	10.2%
	R4	893	12	パラコ口病	36.4%	ウイルス性血管内皮壊死症（鰓うっ血症）	13.8%	不明病（原因不明）	13.6%
サケマス類 ※ 1	R5	270	3	伝染性造血器壊死症	36.3%	赤血球封入体症候群	20.5%	せつそう病	14.6%
	R4	191	3	伝染性造血器壊死症	39.6%	せつそう病	17.9%	冷水病	15.0%
フグ類 ※ 2	R5	83	4	粘液胞子虫性やせ病	71.4%	不明病（原因不明）	27.9%	白点病	5.9%
	R4	83	3	粘液胞子虫性やせ病	61.8%	不明病（原因不明）	18.6%	白点病	6.2%

* 出典：令和5・6年度水産防疫対策事業の魚病被害状況調査
令和4・5年 漁業・養殖業生産統計年報

※1:サケマス類は、ぎんざけと内水面ます類の合計
※2:フグ類は、とらふぐとまふぐの合計

魚病被害情報の公表

- ・ 魚病被害の発生状況、魚病被害の内訳、主要魚種別魚病被害の推移を更新して公表。

農林水産省

English : こどもページ : サイトマップ 文字サイズ

標準

大きく

逆引き事典から探す

組織別から探す

キーワードから探す Google 提供

検索

スマホからでも
アクセス可能

会見・報道・広報

政策情報

統計情報

申請・お問い合わせ

農林水産省について

ホーム > 消費・安全 > 水産動物の病気を防ぐために（水産動物の衛生及び水産動物の感染症について） > 魚病被害の発生状況に関する情報



魚病被害の発生状況に関する情報

最新データを見やすく整理。
内訳は、円グラフでわかりやすく表示。

更新日：令和8年3月9日

【令和5年】

- ❖ [魚病被害の発生状況（令和5年）\(PDF：165KB\)](#)
- ❖ [魚病被害の内訳（令和5年）\(PDF：129KB\)](#)
- ❖ [主要魚種別魚病被害の推移\(PDF：270KB\)](#)

「魚病被害の発生状況に
に関する情報」と検索。

魚病被害の発生状況に関する情報

【参考】

- ❖ [過去の魚病被害の発生状況に関する情報（令和元年から令和4年）](#)

「規制改革実施計画」実施項目ごとの 対応状況

課題（1）

「規制改革実施計画」（令和3年6月閣議決定）

（実施項目 **b**）

感染症のように一気に広まり被害が大きくなる魚病について、例えば、養殖密度の適正化、ワクチン接種の推進等の①効果的な対策の在り方を、②その費用負担の在り方を含め、引き続き、魚病対策促進協議会にて検討する。

第8回協議会での結論（令和4年2月開催）

①疾病の発生状況や被害率等に留意しつつ、複数の防疫措置を組み合わせることで感染症対策を最適化することが適当。

②魚病対策の費用は、養殖業者による自己負担が基本。

国は、費用負担の在り方について公益性の高い分野への支援を担うべき。

本年度「規制改革実施計画のフォローアップ結果について」（令和7年5月規制改革推進会議）

措置済み。継続的にフォローアップ。

国において実施している取組①

(1) 複数の防疫措置を組み合わせた対策の推進

全国3地区（新潟県、三重県尾鷲市、愛媛県愛南町）において補助事業を実施し、複数の防疫措置を組み合わせた防疫対策のモデルを構築（令和5年度終了）。冊子配布等により他地域へ横展開。

(2) 技術開発

① 疾病の防除法の開発・普及

重要疾病を対象として、診断法や防除法等を開発。成果は、全国の養殖産地へ展開。

年度	対象魚種	対象疾病
R1～R5	マダイ	夏季腎腫大症（仮称） 冬季貧血症（仮称）
R1～R5	マダイ	マダイイリドウイルス病
R1～R5	ニジマス	ラッシュ
R1～R5	マス類	伝染性造血器壊死症(IHN)
R1～R5	ウナギ	ウイルス性血管内皮壊死症 (鰓うっ血病)
R1～R5	アユ	異型細胞性鰓病

罫みは、進行中事業

② 大量へい死への対応・ 特定疾病のまん延防止対策

都道府県等と連携し、大量へい死への対応、特定疾病のまん延防止対策を実施。

ア 大量へい死への対応

年度	対象魚種	対象疾病
R1～	アコヤ ガイ	ビルナウイルスを原因とする大量へい死（アコヤガイ軟体部萎縮症）
R4～	カンパチ等	新たな型と思われるレンサ球菌症

イ 特定疾病のまん延防止対策

年度	対象魚種	対象疾病	概要
継続中	コイ等	特定疾病	都道府県がまん延防止措置を実施し、国が10/10で費用負担

国において実施している取組②

(2) 技術開発

③ 水産用医薬品等の実用化促進

防疫の主要手段である水産用医薬品等の充実を図るため、開発費の支援等により実用化を促進。

ア ワクチン等の実用化促進

年度	対象魚種	対象疾病等
H29～	サケ科	伝染性造血器壊死症(IHN)
H30	魚類におけるDNAワクチンの承認申請GL案の作成	
H30～R4	クロマグロ	α溶血性レンサ球菌症 マダイイリドウイルス病
R1～R4	ブリ類	ノカルジア症
R3	サケ科	β溶血性レンサ球菌症
R3～R4	魚類	自動連続注射器
R4～R5	ブリ類	人工種苗における抗原抗体反応の成立時期の検証
R4～R6	ブリ等	イリドウイルス病
R4～R7	クロマグロ ブリ・マダイ	α溶血性レンサ球菌症 マダイイリドウイルス病
R4～	ブリ類	ワクチンの2回接種等の方法の開発
R4～R7	水産用ワクチンの魚種包括GL案の策定	
R5～R8	クロマグロ	α溶血性レンサ球菌症
R6～	感染試験を用いずにワクチン有効性を測定する手法の開発	
R6～	水産用生ワクチンの環境安全性評価GL案の策定	
R6～R9	サケ科	伝染性造血器壊死症(IHN)
R7～	ブリ	Ⅱ型α溶血性レンサ球菌症
R7～	アユ	冷水病
R7～R11	DNAワクチン開発の省力化	
R8～R9	ワクチン接種自動化装置	

イ 抗菌剤等の実用化促進

年度	対象魚種	対象疾病
R3～R4	ヒラメ	滑走細菌症
R5～R8	ブリ類	ミコバクテリウム症
R5～R8	ブリ類	微孢子虫性脳脊髄炎
R5～R8	ヒラメ	エドワジエラ症
R6～	サケ科・アユ	ミズカビ病

ウ 医薬品の効果的な活用等

年度	対象魚種	概要
H30～R4	クロマグロ	住血吸虫症の最適投与方法の開発
R5～R9	ブリ等	効果的な抗菌剤使用法の開発
R5～R7	マス類	投薬マニュアル作成
R7	飼料工場における動物用医薬品の養殖水産動物用飼料への混合(内添)に係る課題等調査	
R7～R9	メディケイティッド飼料の活用	

囲みは、進行中事業

※対象疾病欄には、当該事業における疾病名を記載

近年の事業成果の例

(2) 技術開発

③ 水産用医薬品等の実用化促進 ア ワクチン等の実用化促進

R4~R7	クロマグロ ブリ・マダイ	α溶血性レンサ球菌症 マダイイリドウイルス病
-------	-----------------	---------------------------

「国内ブリ類・マダイ・マグロ用ワクチン
(イリドウイルス α溶血性レンサ球菌症) の開発・改良

事業の成果

- ① **ブリ属用 I 型・II 型・III 型レンサ球菌を含んだ3混ワクチン**を製品化 (R7年3月承認、5月販売開始)
- ② クロマグロ用ワクチンは2度野外試験で良好な成績 (継続中)
- ③ マダイ用・ブリ用イリドウイルス抗原も改良検討は良好 (継続中)
- ④ ブリ用 II 型レンサワクチンの改良検討も良好な成績 (継続中)



①は、「今後取り組むべき事項」の1つである
「ブリ属のα溶血性レンサ球菌」のI~III型に
対応する世界初の混合ワクチン

↓
当該疾病の発生防止により**抗菌剤使用低減**にも期待

資料提供：共立製薬株式会社

R3~R4	自動連続注射器
-------	---------

養殖魚類用自動連続注射器の開発

事業の成果

有望な海外製品を国内に導入し、
動物用医療機器の
製造販売承認申請資料を収集

「**養殖魚類用自動連続注射器**」を
製品化 (令和7年2月承認
11月販売開始)



作業者の負担
軽減、安全性
向上、効率的
なワクチン投
与に期待

資料提供：ソエティス・ジャパン株式会社
共立製薬株式会社

- 養殖場における**衛生管理の徹底**に資する**情報の収集・普及**を継続。
- **水産医用医薬品の適正使用**及び**抗菌剤に頼らない養殖生産体制**を推進。
- ワクチン接種による**疾病の予防**等、**複数の防疫措置の組合せ**により、**疾病の発生予防**に重点を置いた**総合的な対策**を推進。
- 最新の**国際基準・情勢の収集**と**疾病の診断・予防・まん延防止**等に係る**技術開発**や**アクティブサーベイランスの実施**

○ 水産防疫対策事業

令和8年度予算概算決定額 83百万円 (前年度 83百万円)

<対策のポイント>

養殖業の成長産業化を進め、輸出拡大に向けて抗菌剤に頼らない**養殖生産体制の推進**等を図るため、これまでの取組に加え、**不明病診断の充実や水産動物の防疫上重要な疾病等の検査法の開発・改良**を行い、**新たな疾病の発生**の把握・まん延防止及び**輸出入体制の強化**を図ります。

また、都道府県の魚類防疫員、獣医師等が遠隔診療技術等を活用し、**都道府県の垣根を越えて連携した魚病迅速診断体制モデルの構築**を支援します。

<事業目標>

- 水産資源保護法に規定する疾病について、国内への新たな侵入を防止
- 養殖業成長産業化総合戦略〔2030年目標〕及び農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略〔2025年目標〕の成果目標の達成
- 魚類防疫員、獣医師等が情報通信機器を活用して連携する魚病迅速診断体制の整備を支援し、モデル地域における診断までに要する時間の短縮

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 水産防疫対策事業委託費

72百万円 (前年度 72百万円)

新たな**伝染性**疾病の国内への侵入を防止するとともに、養殖業等における**既存の伝染性**疾病発生による被害を防ぐため、以下の取組を実施します。

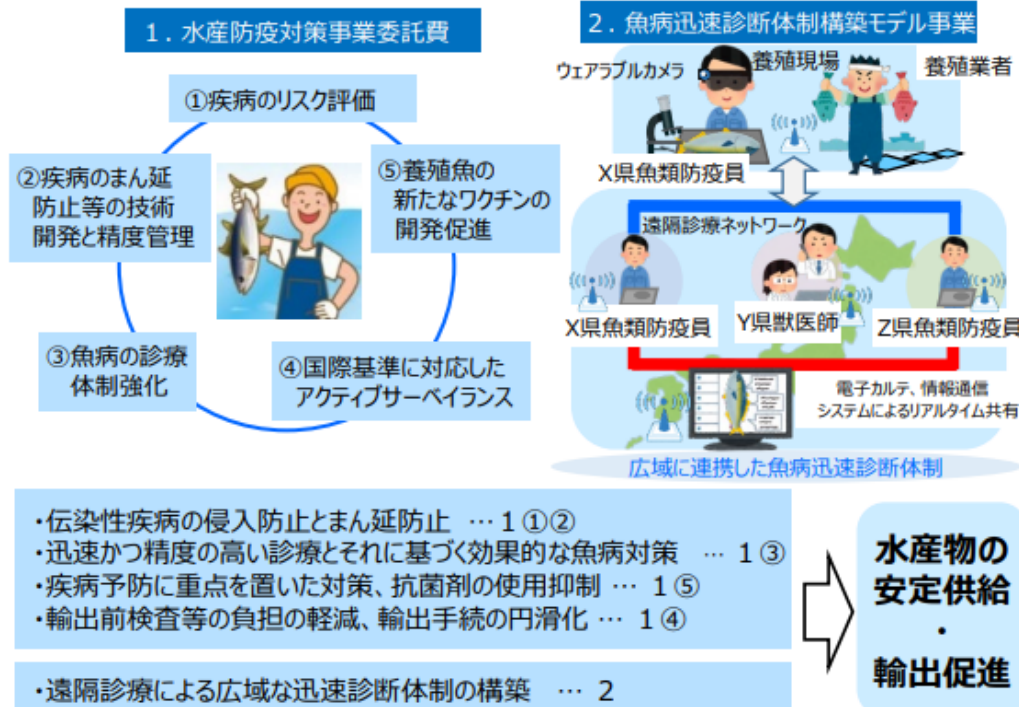
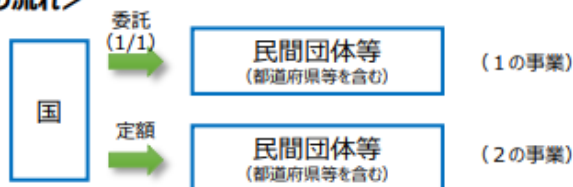
- ① 疾病のリスク評価
- ② 疾病の診断・予防・まん延防止等に係る技術開発や養殖衛生管理指針の策定に必要な情報収集、魚病診断機関の検査精度管理体制の確立
- ③ 魚病の診療体制強化のための獣医師等を対象とした研修の充実
- ④ 国際基準・情勢に対応したアクティブサーベイランスの実施、錦鯉の輸出に資する疾病の調査・研究
- ⑤ プリ類等の戦略的養殖品目の疾病に対応するためのDNAワクチン等新たなワクチンやワクチン接種プログラムの開発

2. 魚病迅速診断体制構築モデル事業

11百万円 (前年度 11百万円)

ウェアラブルカメラ等を用いた**遠隔診療技術**と電子カルテ等を活用した**広域の迅速診断体制**の構築を支援します。

<事業の流れ>



[お問い合わせ先] 消費・安全局畜水産安全管理課 (03-6744-2105)

課題（2）

「規制改革実施計画」（令和3年6月閣議決定）

（実施項目 **c**）

獣医師その他の水産動物の医療を提供する者は、初診から遠隔診療が実施可能であることを通知により明らかにする。

（実施項目 **d**）

通知を発出後、通知の内容を周知徹底した上で、遠隔診療の活用実態を継続的に調査し、公表する。その上で、積極的に遠隔診療が活用された事例を養殖業者やかかりつけ獣医師等の関係者へ周知するなど、遠隔診療がより積極的に活用されるための措置を講ずる。

（実施項目 **e**）

通知の内容は、獣医師に直接周知・徹底を行う。

本年度「規制改革実施計画のフォローアップ結果について」（令和7年5月規制改革推進会議）

措置済み。継続的にフォローアップ。

養殖場における魚病診断等に協力できる獣医師リストの作成・共有

- 令和元年度より、潜在的人材を確保する観点から、これまで養殖業者から診療を依頼されていた獣医師だけでなく、未経験者やOBも含めて、都道府県と連携して診療に協力する意欲のある獣医師に働きかけ、公募により獣医師リストを作成し、都道府県に共有。**令和8年2月時点で 82名。**
- 今後もリストを随時更新し、都道府県に共有予定。

【都道府県に共有している獣医師リストの抜粋】

番号	所在都道府県	往診（訪問）可能な地域	番号	所在都道府県	往診（訪問）可能な地域	番号	所在都道府県	往診（訪問）可能な地域	番号	所在都道府県	往診（訪問）可能な地域
1	宮城県	宮城県内	32	宮城県	宮城県内	64	群馬県	全国	105	山口県	要相談
2	茨城県	茨城県南～北、水戸、日立、大洗、鹿島 (訪問可能な地域は、他県を含め要相談)	33	神奈川県	神奈川県全域、東京都・静岡県の一部	66	栃木県	栃木県内および近隣	109	東京都	東京都
			34	宮城県	宮城県内	67	栃木県	栃木県	110	和歌山県	大阪府、和歌山県、三重県
4	東京都	相談してください。	35	神奈川県	神奈川県	69	三重県	三重県、愛知県	111	愛知県	愛知県
6	東京都	東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県	36	熊本県	九州圏内	72	千葉県	首都圏	113	鹿児島県	鹿児島県、熊本県、長崎県
7	神奈川県	神奈川県近県	37	愛媛県	ご相談ください。	73	大阪府	大阪府と近隣	114	鹿児島県	鹿児島県、大分県、愛媛県、高知県、徳島県、香川県
8	神奈川県	関東近郊	38	大阪府	大阪府内	75	福岡県	福岡県及び福岡県周辺域			
9	神奈川県	神奈川県近県	39	京都府	全国	77	長野県	長野県北信、東信、中信	115	神奈川県	関東
10	福井県	福井県及び近隣県	41	岐阜県	岐阜県	78	長野県	長野県、群馬県の一部エリア	116	大分県	要相談
11	大阪府	要相談	42	宮城県	宮城県内	80	神奈川県	関東圏、中部地方	118	愛媛県	愛媛県、高知県
12	大阪府	大阪府、和歌山県、三重県	43	福岡県	現時点では対応不可。	82	大阪府	近畿圏内	122	和歌山県	和歌山県内
14	愛媛県	愛媛県(中予、南予)	44	宮城県	青森県、岩手県、秋田県、宮城県、山形	86	岩手県	岩手県内全域では、対応可能な診療を訪問により往診。 処方箋を伴わない場合には、県外でも相談を受け付ける。	124	北海道	北海道 道北エリア(上川北部・宗谷地方)
16	石川県	石川県、福井県、富山県	45	神奈川県	事前申告あればいずれでも可				125	東京都	
17	宮崎県	可能な限りどこでも	47	宮城県	宮城県全域、岩手県南地域、福島県北地域				132	埼玉県	関東、九州
18	宮崎県	九州、四国	50	新潟県	新潟県						
19	宮崎県	宮崎県北部	55	神奈川県	神奈川県、東京都	91	青森県	三八上北	93	神奈川県	関東
20	鹿児島県	全ての地域訪問可能	56	神奈川県	神奈川県、東京都	95	宮崎県	九州内	96	東京都	全国
21	宮崎県	宮崎県を中心に鹿児島県、大分県、熊本県	58	千葉県	全国	97	東京都	青森県、東京都	99	岩手県	岩手県、宮城県北部
23	岐阜県	岐阜県	59	北海道	北海道	100	熊本県	熊本県内	101	鹿児島県	要相談
24	神奈川県	神奈川県および隣接都県	60	埼玉県	未定(九州地域の予定)	102	鹿児島県	全国	103	埼玉県	関東(要相談)
26	東京都	要相談	61	群馬県	全国	104	埼玉県	関東			
27	山梨県	要相談	62	群馬県	関東・甲信越						
29	東京都	基本は日帰り可能な関東圏内、他は要相談	63	群馬県	関東・甲信越						
30	神奈川県	神奈川県内、伊豆半島									

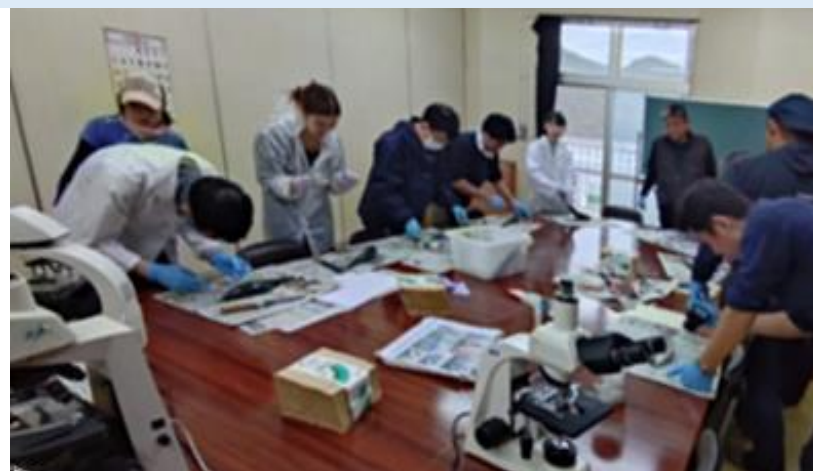
獣医師のスキルアップへの取組

養殖現場における実地研修を令和7年度中に北海道と鹿児島で1回ずつ2回実施。のべ12名の獣医師が参加（うち1名が2回とも参加）。

実施日：令和7年10月16～17日（北海道）、養殖魚種：マスノスケ

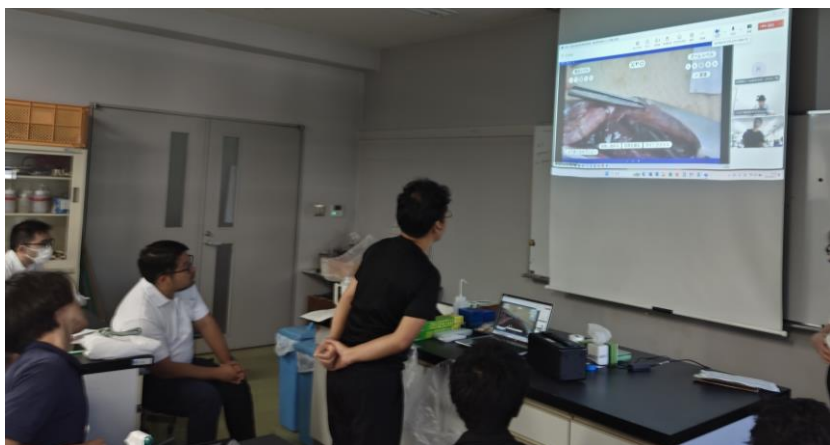


実施日：令和7年10月30～31日（鹿児島県）、養殖魚種：ブリ



遠隔診療に関する技術研修の継続

遠隔診療に先進的に取り組んでいる（株）ニッスイの協力により、令和4～6年度に引き続き令和7年度も都道府県魚病担当者等への遠隔診療に関する技術研修を開催し、ウェアブルカメラにより中継された映像を用いた模擬診断を実施。30名が参加。



スクリーンに映し出された中継映像を見ながら、病魚の解剖指示を出す研修参加者



ウェアブルカメラの映像からキャプチャーされた画像①
(囲まれた心臓部で心外膜炎と確認し、その他病態からレンサ球菌症感染初期と特定)



研修参加者が遠隔で脳、鰓、内臓の病態（結節等）を確認し、病名（ノカルジア症）を特定



ウェアブルカメラの映像からキャプチャーされた画像②
(脾臓の囲まれた部分で結節を確認)

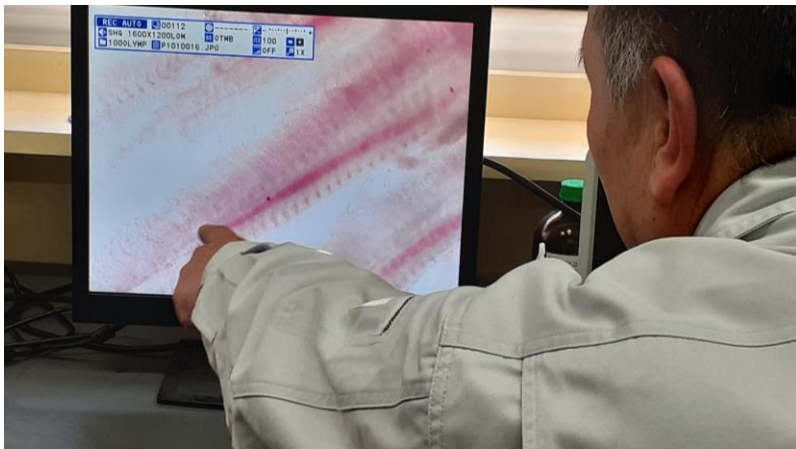
魚類防疫員のさらなるスキルアップへの取組

- 第一線で活躍する魚類防疫員を対象に、岐阜県水産研究所下呂支所において内水面魚類のより実践的な診断技術に関する実地研修（令和8年1月21～22日）を実施。
- 診断実習に加え、参加者が持ち寄った魚病診断カルテやこれまでの経験に基づく診断上の工夫等に関する活発な情報交換が行われた。

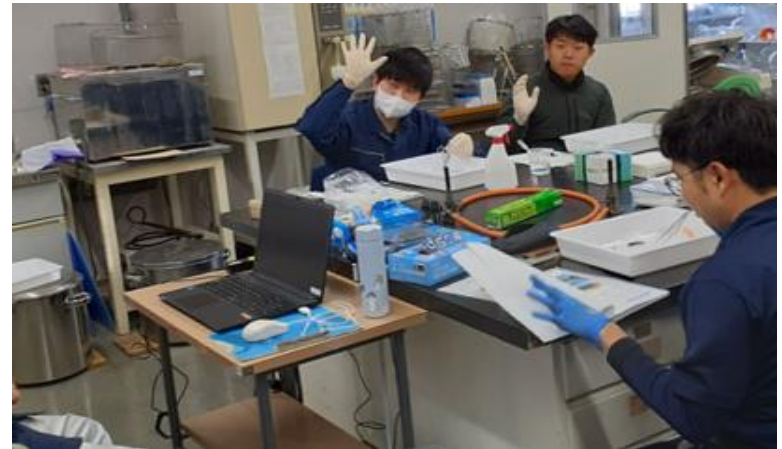
魚病診断で最も重要な健康魚と病魚の比較



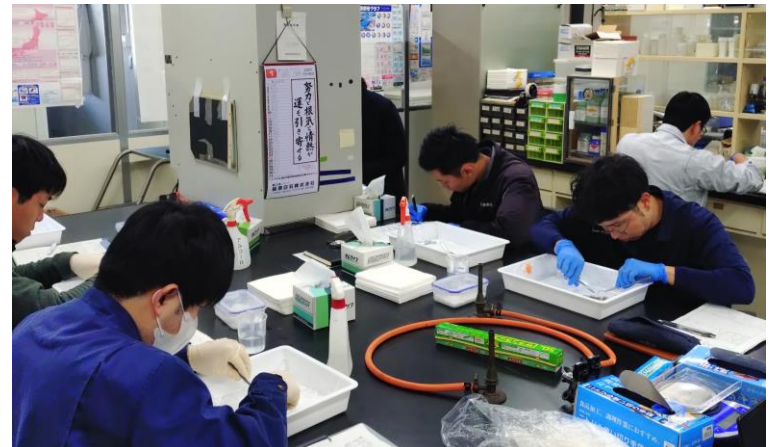
検体の鰓のウェットマウント標本観察の実演



参加者が持ち寄ったカルテを用いた魚病診断



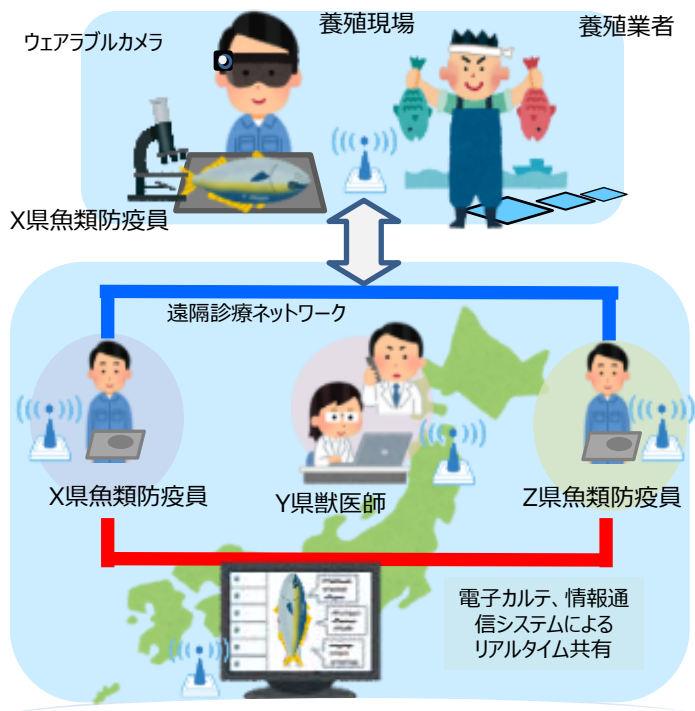
魚病診断の実習



今後の取組

- 遠隔診療事例の事例集への追加。
- 令和6年度からスタートした「魚病迅速診断体制構築モデル事業」により、都道府県の垣根を越えて連携した広域の迅速診断体制の構築を支援。
- 継続的にリスト獣医師、都道府県魚病担当者等への遠隔診療に関する技術研修を実施。
- 都道府県魚病ブロック会議における意見を元に作成し、都道府県、獣医師、養殖業者へ配布した養殖業者向け遠隔診療の手引きの見直し。

広域に連携した魚病迅速診断体制



遠隔診療の手引き

遠隔診療の手引き (令和6年3月版 養殖業者版)

遠隔診療とは、電話や画像、宅配等によって、診療する者が水産動物と養殖現場で直接対面することなく実施する診療です。
 遠隔診療によって診療機関から遠い養殖現場でも早く診療を受けることが可能になるので、本手引きをご活用ください。
 遠隔診療を行う場合には、事前に診療機関へご連絡ください。

診療機関における魚病検査の流れ

- ① 検体の採取**
 ・漁民等の研修のよい検体を採取
 ・計測(体重、体長)
 ・養殖場の状況も確認
- ② 観察**
 ・外見の観察
 ・体色、体色の確認
 ・寄生虫の有無、寄生虫の種類等…
 ・えらの観察
 ・腎臓、えら膜、腎臓の増殖
 ・腸の増殖等…
- ③ 解剖**
 ・内臓の観察
 ・各臓器の増殖等の病変の観察
 ・寄生虫の増殖
 ・顕微鏡観察による高等菌の確認
- ④ 病原体の検査**
 ・検体原本による病原検査
 ・加菌分離
 ・各種顕微鏡の検査

検査終了&結果報告

遠隔診療を活用した場合
 ①～③で遠隔診療を活用することで魚病診断を迅速化!

まずは診療機関へ一報
 ・養殖場の状況等を伝える
診療までの待ち時間を短縮!

<画像・動画等の活用>

<宅配送付>
※早く診療を受けられる可能性!

<診療依頼等の問合せ先>

- 施設名:
- 担当者名:
- TEL:
- Mail:
- 住所:

電話相談時のポイント (令和6年3月版 養殖業者版)

・診療機関が必要な情報を漏れなく伝える!

診療機関が知りたいことはこんなこと

- ①どんな飼育環境?
 - ・飼育密度、飼育水深は?
 - ・飼料の品質の発生状況は?
 - ・どれだけ餌を食べているか?
 - ・餌の種類と餌の管理の方法は? など…
- ②死亡等の状況は?
 - ・症状や死亡の様子?
 - ・いつから死にました?
 - ・1日に何尾死んでる? など…
- ③何か対応してる?
 - ・餌をあげました?
 - ・何か薬をあげた? など…

養殖場の状況をきちんと管理・記録して貰わないとうまく診療できないかも…

画像送付時のポイント

①事前に診療機関と電話相談!
 ・撮影内容(部位・枚数)を相談

②撮影環境を整える!
 ・明るい照明下で撮影、日光下は×
 ・顕微鏡の写真があれば更にGOOD

③画像等だけでいいのかわ確認を!
 ・診療機関と相談し、検体送付等を行う

宅配送付時のポイント

①送付方法は事前に相談!
 ②魚は検査も解凍が命!
 ・「到着まで食べられる状態」で送る
 ・可能であれば複数個体送ろう

③送付の際にはクール(冷蔵)便!
 ・魚はビニール袋に入れ、新聞紙を敷いた水等の上に置き、水等を直接魚に当てない

（令和3年度「規制改革実施計画」実施項目 a）

- ・ 魚病に詳しい獣医師による適用外使用の実績を集積・分析し、医薬品医療機器等法に定める基準（使用基準）の見直しに反映する。

（令和3年度検討・結論、令和4年度措置）

（令和3年度「規制改革実施計画」実施項目 b） ※再掲

感染症のように一気に広まり被害が大きくなる魚病について、例えば、養殖密度の適正化、ワクチン接種の推進等の①効果的な対策の在り方を、②その費用負担の在り方を含め、引き続き、魚病対策促進協議会にて検討する。

第8回協議会での結論（令和4年2月開催）

①疾病の発生状況や被害率等に留意しつつ、複数の防疫措置を組み合わせることで感染症対策を最適化することが適当。

②魚病対策の費用は、養殖業者による自己負担が基本。

国は、費用負担の在り方について公益性の高い分野への支援を担うべき。

本年度「規制改革実施計画のフォローアップ結果について」（令和7年5月規制改革推進会議）

措置済み。継続的にフォローアップ。

これまでの経緯

- 規制改革実施計画に基づき、令和元年度から、水産用医薬品の使用基準の見直しを進めているところ。
- 具体的には、協議会で御意見を伺いながら、「使用基準見直しの基本的な考え方」を設定の上、養殖業者へのニーズ調査結果等に基づき「今後取り組むべき事項」を選定し、取り組んでいるところ。

【使用基準見直しの検討を行う事項の選定のための基本的考え方】

- ① 養殖業者から多くの要望があること
- ② より多くの場面で使用可能となること
- ③ 魚病対策として有効であること
- ④ 薬剤耐性菌の出現を抑制すること
- ⑤ 技術的な実行可能性があること
- ⑥ 戦略的養殖品目であること



魚病対策促進協議会で合意された「今後取り組むべき事項」

(令和元年度選定)

サケ科魚類の冷水病
ブリ属魚類のべこ病
マグロのイリドウイルス病
マグロのレンサ球菌症

(令和2年度選定)

ブリ属のα溶血性レンサ球菌
ブリ属の細菌性溶血性黄疸
マダイのエドワジエラ症

**第8回協議会（R4.2.8）以降は
選定事項の継続で合意**

取り組むべき事項の進捗状況

選定年度	取り組むべき事項	進捗
令和元年度	サケ科魚類の冷水病	<ul style="list-style-type: none"> 対応済み：令和2年9月に抗菌剤（フロルフェニコール）が承認。
	ブリ属魚類のべこ病	<ul style="list-style-type: none"> 対応済み：令和4年4月に駆虫剤（アルベンダゾール）が承認。
	マグロのイリドウイルス病 マグロのレンサ球菌症	<ul style="list-style-type: none"> 農林水産省委託プロジェクト研究（平成31年度～令和4年度）での成果を広く周知。 水産庁実証事業を活用して製薬メーカー2社がワクチン開発中（経口又は注射ワクチン）。
令和2年度	ブリ属のα溶血性レンサ球菌	<ul style="list-style-type: none"> 対応済み：令和7年3月にワクチン（ぶり属魚類のI～Ⅲ型α溶血性レンサ球菌症の予防）が承認。 大きな被害があるⅡ型株への対応として、既承認ワクチンの追加免疫（2回接種）等の事例や研究成果を業界団体や都道府県に継続して共有。 令和3年度以降の新型株について、令和4年度に発出した通知をもとに、被害状況、ワクチンに関する情報、抗菌剤に関する情報等を継続して収集・公開中。
	ブリ属の細菌性溶血性黄疸	<ul style="list-style-type: none"> 県水産試験場や水産技術研究所との協力体制等を含め、開発意欲のある特定の製薬メーカーに、必要な情報を提供。1社が製剤開発を検討中。
	マダイのエドワジエラ症	<ul style="list-style-type: none"> 県水産試験場との協力体制等を含め、医薬品開発に向け特定の製薬メーカーへの情報提供を継続中。 マダイと同様、同症が問題となるヒラメについて、県と製薬メーカーとのマッチングを実施。水産庁実証事業を活用して、製薬メーカー1社が製剤開発中。知見の相互活用等によるマダイを含む同疾病への製剤開発の促進が見込まれる。

課題の対応状況

第8回以降の協議会における水産用医薬品製薬メーカーとの意見交換による課題は、

- (ア) 採算性に関する課題
- (イ) 製剤の研究・開発の検討に関する課題
- (ウ) 承認制度に関する課題

であり、引き続き、意見交換等を進め、対策を具体化することで承認申請を拡大するための環境整備に取り組むと整理済。

過半数のメーカーが要望した事項と対応状況は、以下のとおり。

要望事項	該当課題	対応状況
魚病発生状況等の調査	(ア)、(イ)	継続して対応
開発に関する事業予算の確保	(ア)、(イ)	継続して対応
県、メーカー、研究機関等とのマッチング	(イ)	<u>R4年度から開始し、継続中</u>
対象ワクチンの拡大	(イ)、(ウ)	<u>対応済</u> <u>(DNA及びサブユニットワクチンを承認対象に追加)</u>
魚種を包括したワクチン対象の拡大	(ア)、(イ)、(ウ)	<u>R4年度事業から対応開始し、継続中</u> <u>事業結果を踏まえて調査会でガイドライン案を検討し、動物医薬品検査所所長通知を改正予定</u>
再審査制度の見直し	(ア)、(ウ)	<u>対応済</u>

○調査方法

- ・目的：獣医師による医薬品の使用実績から養殖業者のニーズを把握する。
- ・対象：リスト獣医師を含む養殖場における魚病診療に協力できる獣医師
- ・形式：アンケート形式
- ・方法：水産安全室がメールで調査票を配布。メール返信により回収した。
- ・調査対象期間：令和6年10月1日～令和7年9月30日

○集計方法

- ・リスト獣医師を含む21名の獣医師から回答を得た。
- ・得られた事例のうち、以下のいずれかを満たすものを抽出した。
 - ア 未承認医薬品を使用（薬機法第83条の3関連）
 - イ 適用外使用のうち対象動物以外の動物種（魚種）に使用（薬機法第83条の4関連）
 - ウ 適用外使用のうち用法・用量を変更して使用（薬機法第83条の4関連）
※人用医薬品を使用していた事例はなかった（薬機法第83条の5関連）
 - エ ワクチンを承認された対象魚種以外に使用
 - オ 抗菌剤を承認された対象疾病以外の治療に使用

・手順

①水産安全室から対象者に協力依頼及び調査票の送付

②回収後、水産安全室による集計

・調査項目

①適用外使用等（適用外使用、未承認医薬品の使用、人用医薬品の使用）及びワクチンの未承認魚種に対する使用の実施の有無

②上記処方 of 具体的内容

処方件数、薬剤名、魚種名、尾数、対象疾病、処方の理由

- ・この結果、動物病院5施設から、計18件の事例を得た。

※この調査において、左記ア～オによる使用を「適用外使用等」と定義している。

令和7年度 魚病に詳しい獣医師による適用外使用等の実績調査

➤ 医薬品成分・魚種別の案件数 (単位は件)

	(参考) 製剤における 本来の対象魚種等	使用の 類型 (※1)	ブリ	カンパチ	シマアジ	ヒラメ	トラフグ	サバ類	計
ワクチン			0	1	7	0	0	0	8
ピシバック注4	ブリ属	エ			5				5
ピシバック注レンサa3oil	ブリ属	エ			2				2
ピシバック注5oil	ブリ	エ		1					1
抗菌剤			0	0	0	4	0	0	4
フロルフェニコール	－	イ				3			3
ホスホマイシンカルシウム	スズキ目	イ				1			1
その他			1	0	1	1	2	1	6
エチレングリコールモノフェニルエーテル (フェノキシエタノール) ※2	－	イ				1			1
LHRH※3	－	ア					2		2
HCG※3	－	ア	1		1			1	3
計			1	1	8	5	2	1	18

※1：使用の類型（ア：未承認医薬品を使用、イ：適用外使用のうち対象動物以外の魚種に使用、ウ：適用外使用のうち用法・用量を変更して使用、エ：ワクチンを承認された対象魚種以外に使用、オ：抗菌剤を承認された対象疾病以外の治療に使用）

※2 麻酔のために使用 ※3：親魚への採卵目的の使用

○調査方法

- ・対象
食用に供する魚の養殖業関係者
(民間養殖業者、種苗生産施設、水産試験場等)
- ・形式
アンケート形式
- ・方法
令和7年度水産防疫対策事業(事業者:日本水産資源保護協会)を活用して都道府県の協力により養殖業者に調査票を配布・回収した。

- ・調査対象期間
令和6年1月1日～令和6年12月31日
- ・手順
 - ①水産安全室から都道府県に協力依頼及び調査票の送付
 - ②都道府県から養殖業者等への配布及び回答依頼
 - ③都道府県による調査票の回収
 - ④事業者による集計

○集計方法

- ・47都道府県から2,072件(461経営体)の回答を得た
- ・以下の条件に含まれたものは要望に含めなかった。
 - ア 魚種名、疾病名、医薬品名のいずれか1つしか記述がないもの
 - イ 魚種名と疾病名の両方が回答されていないもの
 - ウ 具体的な記述がないもの(疾病名が「寄生虫病」「外部寄生虫」等)
 - エ 魚種が観賞魚であるもの
 - オ 要望した医薬品が使用禁止薬物(マラカイトグリーン等)であるもの
 - カ 要望した医薬品が既承認製剤であるもの
 - キ 無記載又は解読不能なもの
- ・ブリへの要望はカンパチ及びヒラマサへの要望も伴うことが多く、魚種1つにつき1件と集計すると要望数が極端に多くなる。

このため、1経営体が複数のブリ属魚類について記述しており全件で同じ疾病・医薬品への要望である場合は、ブリ属の1件として集計した。

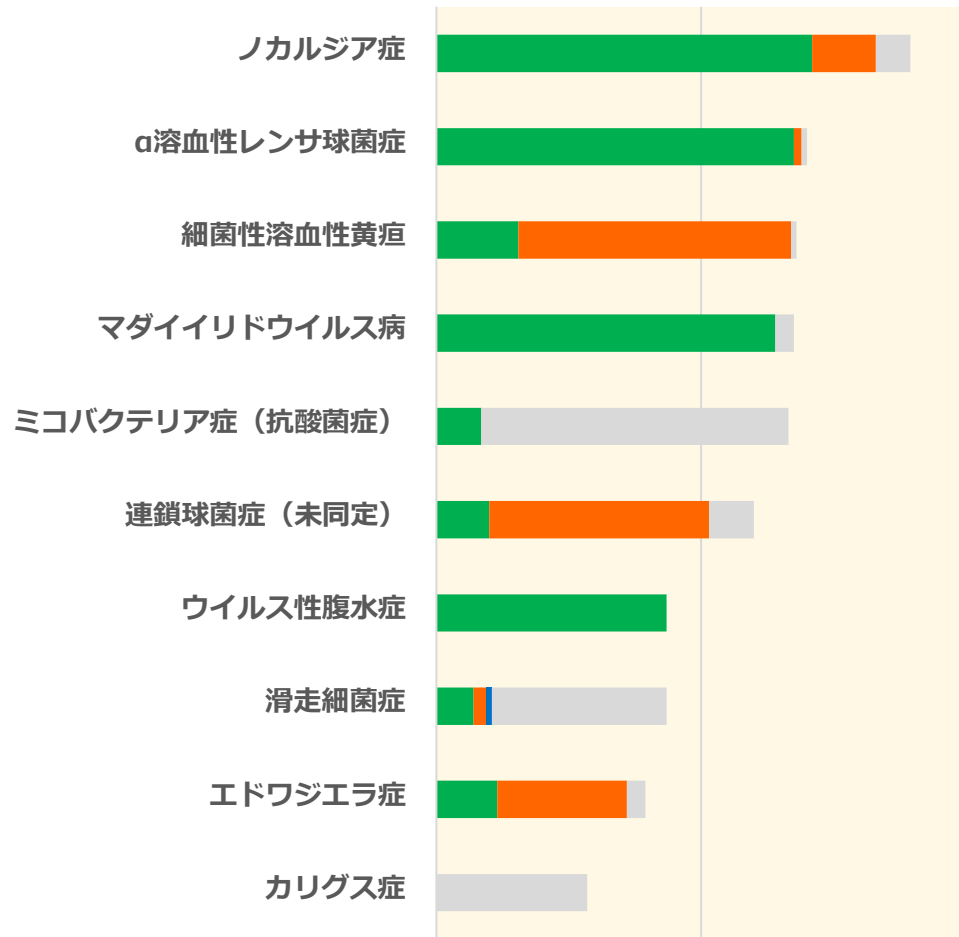
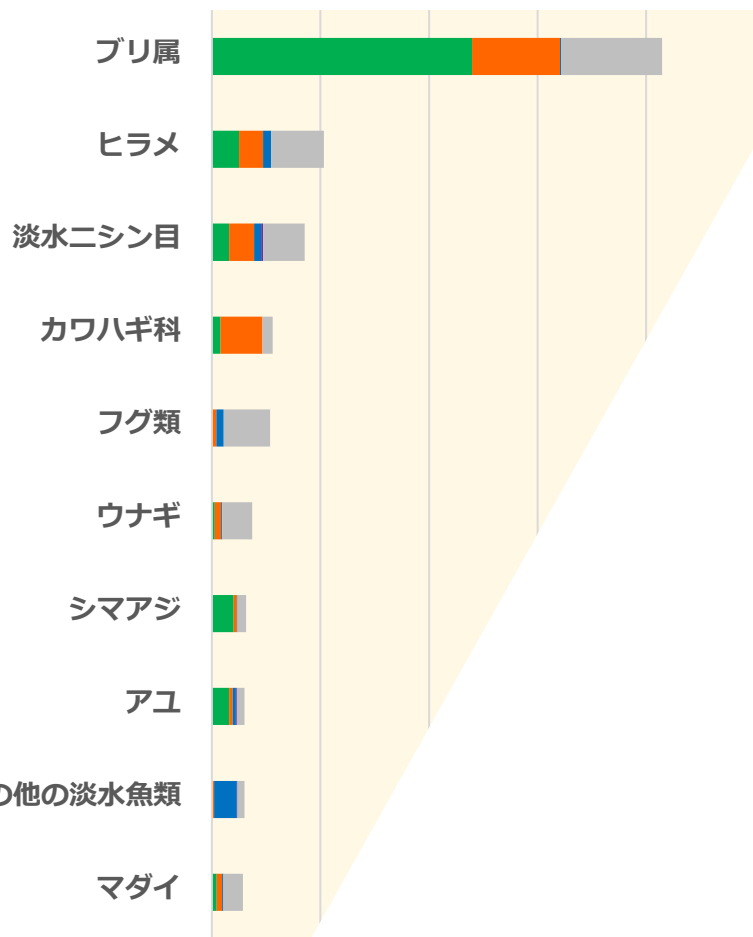
同様に淡水ニシン目(ニジマス、イワナ、ヤマメ、アマゴ等)、フグ類(トラフグ及びマフグ)及びカワハギ科(カワハギ及びウマヅラハギ)についてもまとめて集計した。
- ・この結果、1,897件の要望を得た。

➤ 魚種別の要望数 (上位10種)

➤ 疾病別の要望数 (上位10種)

0 200 400 600 800 1000

0 100 200



■ ワクチン ■ 抗菌剤 ■ 駆虫薬 ■ 指定なし ■ 消毒剤

(参考) 令和7年度 水産用医薬品要望調査の結果 (詳細)

※ - は記載がないか、
その他の要望がなかったもの

魚種 順位	魚種	疾病 順位	疾病名	要望数	魚種内での 要望割合	R5年 推定被害額 (百万円)	医薬品順位		
							1位	2位	3位
1	ブリ属	1	ノカルシア症	174	21%	1,821	ワクチン (139)	特定の成分等は指定しない (12)	スルファメトキサゾール及び トリメトプリムの合剤 (7)
		2	細菌性溶血性黄疸	135	16%	279	アンピシリン (100)	ワクチン (31)	塩酸オキシテトラサイクリン (2)
		3	ミコプラズマ症 (抗酸菌症)	116	14%	129	特定の成分等は指定しない (106)	ワクチン (10)	-
2	ヒラメ	1	エドワジエラ症	61	30%	405	オキシリン酸 (21)	ホスホマイシンカルシウム (19)	ワクチン (17)
		2	清走細菌症	49	24%	1	特定の成分等は指定しない (34)	ワクチン (14)	塩酸オキシテトラサイクリン (1)
		3	スクーチカ症	33	16%	1	ワクチン (17)	駆虫剤 (15)	過酸化水素水 (1)
3	淡水ニシン目	1	伝染性造血器壊死症 [IHN]	38	22%	64	ワクチン (22)	特定の成分等は指定しない (16)	-
		2	レッドマウス病 [ERM]	24	14%	-	フロルフェニコール (12)	塩酸オキシテトラサイクリン (12)	-
		3	冷水病 (細菌性冷水病) [BCWD]	21	12%	7	特定の成分等は指定しない (8)	スルフィソゾールナトリウム (7)	ワクチン (6)
4	カワハギ科	1	連鎖球菌症 (未同定)	47	42%	-	エリスロマイシン (26)	フロルフェニコール (18)	塩酸リンコマイシン (2)
		2	類結節症	31	28%	-	オキシリン酸 (16)	アンピシリン (15)	-
		3	不明病 (寄生虫性)	18	16%	-	駆虫剤 (18)	-	-
5	フグ類	1	粘液嚢子虫性やせ病	32	30%	294	駆虫剤 (16)	特定の成分等は指定しない (16)	-
		2	清走細菌症	16	15%	-	特定の成分等は指定しない (15)	塩酸オキシテトラサイクリン (1)	-
		3	エピテリオシスチス病	12	11%	-	抗菌剤 (12)	-	-
6	ウナギ	1	不明病 (原因不明)	15	20%	131	特定の成分等は指定しない (13)	塩酸オキシテトラサイクリン (2)	-
		2	バラコロ病	13	18%	766	特定の成分等は指定しない (8)	オキシリン酸 (2)	ミロキサシン (2)
		3	シュードダクテロギルス症	12	16%	8	特定の成分等は指定しない (11)	過酸化水素 (1)	-
7	シマアジ	1	α溶血性レンサ球菌症 (Lactococcus garvieae感染症)	29	46%	164	ワクチン (26)	特定の成分等は指定しない (2)	塩酸オキシテトラサイクリン (1)
		2	連鎖球菌症 (未同定)	13	21%	250	ワクチン (4)	特定の成分等は指定しない (3)	エリスロマイシン (2)
		3	マダイイリドウイルス病	10	16%	25	ワクチン (10)	-	-
8	アユ	1	冷水病 (細菌性冷水病) [BCWD]	21	35%	198	ワクチン (17)	特定の成分等は指定しない (3)	抗菌剤 (1)
		2	アユの異型細菌性熱病[ACGD]	15	25%	55	ワクチン (12)	特定の成分等は指定しない (3)	-
		3	エドワジエラ・イクタルリ感染症	5	8%	-	ワクチン (3)	塩酸オキシテトラサイクリン (1)	特定の成分等は指定しない (1)
9	その他の淡水魚類	1	イカリムシ症	16	26%	-	トリクロロホン (9)	ジフルベンズロン (6)	シアノホス (1)
		2	チョウ症	9	15%	-	トリクロロホン (4)	ジフルベンズロン (4)	特定の成分等は指定しない (1)
		3	トリコジナ症	9	15%	-	トリクロロホン (5)	ジフルベンズロン (3)	特定の成分等は指定しない (1)
10	マダイ	1	エドワジエラ症	17	30%	565	ワクチン (6)	塩酸オキシテトラサイクリン (4)	特定の成分等は指定しない (3)
		2	清走細菌症	13	23%	114	特定の成分等は指定しない (7)	抗菌剤 (5)	塩酸オキシテトラサイクリン (1)
		3	エピテリオシスチス病	11	19%	38	抗菌剤 (7)	エリスロマイシン (2)	特定の成分等は指定しない (2)

■ 獣医師への調査において適用外使用の実績
(薬機法第83条の4関連)があったもの

■ 獣医師への調査において承認された
対象魚種以外への使用実績があったもの

■ 技術的な課題が多いもの

(2) 調査結果を踏まえた見直しの進め方

(1) 「令和7年度水産用医薬品要望調査」において要望があげられた疾病及び「魚病に詳しい獣医師による適用外使用等の実績調査」において使用実績が把握された疾病の中から、取り組むべき疾病として追加すべきものを検討。

(2) 「使用基準見直しの検討を行う事項の選定のための基本的考え方」

⑥に基づき、(1)で整理した疾病の中から、戦略的養殖品目として規定されている魚種に関するものを選定。

【基本的な考え方】

- ① 養殖業者から多くの要望があること
- ② より多くの場面で使用可能となること
- ③ 魚病対策として有効であること
- ④ 薬剤耐性菌の出現を抑制すること
- ⑤ 技術的な実行可能性があること
- ⑥ 戦略的養殖品目であること

(3) (2)で整理した疾病の中から、要望数が10件以上、当該魚種内での要望割合が10%以上かつ被害額が1,000万円以上あったものを選定する。

(4) 基本的な考え方②～⑤に基づき、(3)で整理した疾病について、今後どのように取り組むかを検討。

(3) 具体的な対応方針 (案)

検討すべき疾病	方向性
淡水ニシン目の伝染性造血器壊死症 (IHN)	<ul style="list-style-type: none"> • 本疾病の要望は淡水ニシン目のうちサケ科魚類のみを対象にしており、要望の8割がワクチン。 • 海外において本疾病に対するDNAワクチンが承認されている。 • 国内におけるDNAワクチンの実用化に向けて、対象ワクチン拡大のため通知を改正済。 • 水産庁実証事業を活用して製薬メーカー1社がワクチン開発中。
ブリ属のノカルジア症	<ul style="list-style-type: none"> • 本疾病に対する要望の9割がワクチン。 • ワクチンの開発に向けた基礎研究を継続中。
ブリ属の細菌性溶血性黄疸	<ul style="list-style-type: none"> • 既に取り組むべき事項に掲げられており、引き続き、取組を進める。
マグロのレンサ球菌症	
マダイのエドワジエラ症	